

# 群馬県軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱

平成16年6月23日高第604-	3号制定
平成16年12月3日高第604-	7号改正
平成18年1月31日高第604-	1002号改正
平成18年6月21日高第604-	14号改正
平成19年5月9日介高第604-	3号改正
平成20年3月28日介高第604-	24号改正
平成21年3月30日介高第604-	24号改正
平成25年1月29日介高第604-	14号改正
平成26年11月28日介高第604-	11号改正
平成27年7月14日介高第604-	2号改正
平成28年3月28日介高第604-	5号改正
平成29年3月29日介高第604-	8号改正
平成31年3月26日介高第604-	3号改正
令和元年9月10日介高第604-	1号改正
令和5年1月26日介高第604-	3号改正
令和6年3月22日介高第604-	10001号改正
令和6年9月17日介高第604-	1号改正
令和7年8月8日介高第604-	1号改正
令和8年3月30日介高第604-	5号改正

## 第1 趣旨

市町村又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により知事の許可を受けた法人を含む。以下「法人」と総称する。）が設置する軽費老人ホーム（ただし、B型及び群馬県高齢者保健福祉計画に基づかず整備されたものは除く。以下同じ）において、低所得階層に属する老人で身寄りのない者等を入所させ、老人福祉の推進をはかるため、利用料のうちサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合に知事が交付する軽費老人ホーム利用料補助金（以下「補助金」という。）については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、交付決定を行った年度に属する経費（交付決定より前の経費を含む。）であって、法人が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、別表Ⅰから別表Ⅲまでに基づき徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減免した経費で、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）別表第一で定める人件費支出、事務費支出、支払利息支出、設備資金借入金元金償還支出、長期運営資金借入金元金償還支出及び積立資産支出に充当する経費をいう。

## 第3 補助金交付額

知事は、法人がサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合に、次の(1)と(2)の額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額（別表Ⅲに定める本人からの月額徴収額に各月初日現在の入所者数を乗じて算出した額とする）を控除して得た額を限度として、毎年度予算の範囲内で、補助することが必要と認められる額を交付するものとする。

- (1) サービスの提供に要する費用実支出額（年額）（積立預金取崩収入額相当分を除く。）
- (2) 別表Ⅰに定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に別表Ⅱに定める各種加算額（月額）を加えた単価に、原則として各月初日現在の入所者数を乗じて算出したサービスの提供に要する費用基準額（年額）

#### 第4 交付の条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件にして交付するものとする。

- 1 法人は、事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 2 法人は、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- 3 補助金の使途が次のいずれかに該当する場合には、補助金の全部またはその一部を返還するものとする。
  - (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
  - (3) その他規則及び当該要綱に違反したとき
- 4 法人が設置する軽費老人ホームは、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年5月9日厚生労働省令第107号）に準拠して運営されなければならない。
- 5 知事は、交付の決定を行った場合においても、国の技術的助言その他事情の変更により、その決定の内容若しくはこれに附した条件を補助事業完了前に変更することができる。
- 6 この補助金の対象となる社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により知事の許可を受けた法人を含む。以下この項において「社会福祉法人等」という。）は、社会福祉法人等又は社会福祉法人等の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
  - (9) 不法就労（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反する次に該当するもの。）を行う者。
    - ア 不法滞在者や被退去強制者が、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（以下「働くこと」という。）を行うこと。
    - イ 就労できる在留資格を有していない外国人が出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働くこと。
    - ウ 外国人が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くこと。
- 7 交付の決定をするとき、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 補助事業の遂行において第6項の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
  - (2) その他、知事が必要と認める条件

#### 第5 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を受けようとする法人は、軽費老人ホーム利用料補助金交付申請書（別記様式第1号）を毎年度5月15日までに知事に提出しなければならない。
- 2 交付決定を受けた法人は、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請を行おうとする場合には、第1項に定める手続きに従うものとする。

#### 第6 補助金の交付決定

知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

## 第7 補助金の概算払

- 1 知事は補助金の交付について、必要があると認めた場合、概算払を行うことができる。
- 2 法人は、補助金の概算交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第2号）正副2通を知事に提出しなければならない。

## 第8 状況報告

- 1 法人は、施設の運営状況について、別に知事が定める期日までに軽費老人ホーム事業実施状況報告書（別記様式第3号）により、県介護高齢課あて提出しなければならない。
- 2 経営上やむを得ない場合を除き、原則として軽費老人ホームの入所対象者は県内在住者（おおむね県内に1年以上居住している者とする）とするが、例外的に県外在住者の入所を認めようとする場合、法人は、あらかじめ別記様式4号によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第1に規定する趣旨にも拘わらず、特別な事情により高所得の高齢者（対象収入が280万円を超える者とする）の軽費老人ホームへの入所を認めようとする場合、法人はあらかじめ別記様式5号によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 法人は、施設内で重大な事故が発生した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

## 第9 実績報告

法人は、補助事業が完了したときは、当該年度の翌年度の4月25日までに知事に事業実績報告書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

## 第10 補助金額の確定、精算交付及び返還

- 1 知事は、実績報告書の提出があり、その内容が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、必要な額を精算交付するものとする。
- 2 既に確定額を超えて補助金の概算払を受けているときは、法人は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

## 第11 調査

知事は、補助事業の完了に係る成果の報告を受け補助金の額を確定しようとするとき、または必要があると認めるときは、職員に補助事業などに係る帳簿、書類等について調査を行わせるものとする。

## 第12 知事の指示

規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いについて必要な事項は、知事はその都度定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、昭和40年11月13日付け厚第277号「群馬県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」については廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成25年2月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成27年8月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。ただし、令和元年9月30日までの利用料に係る補助金交付額の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

## 軽費老人ホームサービスの提供に要する基本額単価表

## (1)A型

(入所者一人当たり月額(円))

取扱定員(人) (特定施設(イ)の場合 一般入所者数)	単独設置	特別養護 老人ホームを 併設する場合	特定施設入居者生活介護指定施設 (単独設置)	
			共通職員単価 (ア)	直接処遇職員単価 (イ)
20人以下				42,400
21-30				44,000
31-40				44,800
41-49				45,400
50	117,300	84,300	53,400	45,400
51-60	98,900	71,100	45,300	37,800
61-70	85,000	61,100	39,200	32,400
71-80	74,500	53,700	34,300	28,400
81-90	71,600	56,900	30,600	30,500
91-100	64,600	51,300	27,800	27,400
101-110	63,500	51,500	25,700	29,300
111-120	62,000	50,200	27,400	26,800
121-130	60,900		25,300	28,300
131-140	59,900		23,500	29,600
141-150	61,400		24,300	30,800
151-160	58,000		23,300	28,900
161-170	57,500		22,000	29,900
171-180	57,000		20,800	30,900
181-190	56,500		19,800	31,800
191-200	53,800		18,800	30,200
201以上	54,200		18,700	30,900

※特定施設入居者生活介護の指定施設の場合、介護対象の入所者については、(ア)「共通職員単価」によるものを、また、それ以外の一般入所者については、(ア)に(イ)「直接処遇職員単価」を加えたものを基本額とする。

## (2)軽費老人ホーム(旧ケアハウス)

(入所者一人当たり月額(円))

取扱定員(人) (特定施設(ウ) の場合一般入 所者数)	単独設置		特別養護老人ホーム 等に併設する場合		特定施設入居者生活介護指定施設		直接処遇職員単価 (単独・併設共通)(ウ)
	介護職員1名 を配置しない 場合		介護職員1名 を配置しない 場合		共通職員単価		
					(単独)(ア)	(併設)(イ)	
9以下							34,800
10-14			143,500	98,300		27,700	34,800
15-19			96,200	65,500		19,000	34,800
20	138,800	116,200	91,000	68,600	80,900	33,100	34,800
21-29	93,000	77,300	91,000	68,600	54,400	33,100	22,700
30	93,000	77,300	66,100	50,900	54,400	27,500	22,700
31-40	81,400	70,100	61,200	50,000	41,100	20,900	28,300
41-50	72,500	63,400	49,200	40,200	40,200	17,000	22,600
51-60	61,300	53,700	41,200	33,700	34,500	14,300	18,800
61-70	57,900	51,500	35,500	29,100	34,900	12,500	16,200
71-80	50,800	45,200	31,300	25,600	30,700	11,200	14,100
81-90	50,300	45,300	33,100	27,900	27,400	10,100	17,600
91-100	45,300	41,000	29,800	25,300	24,800	9,200	15,800
101-110	43,600	39,600	28,900	24,800	24,900	10,100	14,300
111-120	40,200	36,400	26,500	22,800	22,900	9,400	13,100
121-130	40,700	37,300	28,200	24,800	21,200	8,700	15,800
131-140	37,900	34,700	26,400	23,200	19,700	8,200	14,600
141以上	36,500	33,500	25,600	22,600	19,600	8,700	13,700

※特定施設入居者生活介護の指定施設の場合、介護対象の入所者については、(ア)又は(イ)の「共通職員単価」によるものを、また、それ以外の一般入所者については、(ア)又は(イ)に(ウ)「直接処遇職員単価」を加えたものを基本額とする。

## 軽費老人ホーム各種加算額一覧

1 寒冷地加算				
①内容・対象	公務員の寒冷地手当支給地域に所在する施設について、一般事務費に寒冷地加算を加えるもの。対象地域は、沼田市、嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町、長野原町、川場村、高山村、上野村、南牧村とする。			
②加算額（月額）	毎月、以下に掲げる額を一般事務費に加える。			
	A型	軽費老人ホーム		
	885円	523円		
2 民間施設給与等改善費				
①内容・対象	法人が設置、運営する施設について、公立施設と同様の給与水準、昇進その他の身分保障、福利厚生面の待遇を確保するため、加算が必要と認定された場合、事務費に民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）を加えるもの。			
②加算額（月額）	毎月、一般事務費（月額）に、下記により決定される加算率を乗じて得た額を、事務費に加える。			
	施設の区分	職員1人当たり 平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	
			うち人件 費加算分	うち管理 費加算分
	A階級	14年以上	16%	14%
	B階級	12年以上14年未満	15%	13%
	C階級	10年以上12年未満	13%	11%
	D階級	8年以上10年未満	11%	9%
	E階級	6年以上8年未満	9%	7%
	F階級	4年以上6年未満	7%	5%
	G階級	2年以上4年未満	5%	3%
	H階級	2年未満	3%	1%
	<p>※算定対象職員は、当該年度の4月1日現在における、(ア)全ての常勤職員及び(イ)1日6時間以上、月20日以上勤務している非常勤職員。</p> <p>※勤続年数の算定に当たり、満55歳に達した日以後直近の3月31日を超えて勤務する施設職員については、その超えた勤続年数分を実際の年月の2分の1と短縮して算定すること。</p> <p>※施設会計の前年度決算において、当期末支払資金残高（繰越金）及び積立金（国庫補助金等特別積立金を除く）の合計額が、収入決算額の6ヶ月相当額以上になる施設については、4月分から翌年の3月分まで民改費基本分を停止するものとする。</p> <p>※施設会計の前年度決算における当期末支払資金残高が、当該年度の運営費収入（軽費老人ホーム事業収入及び経常経費補助金収入）の30%以上である施設については、4月分から翌年の3月分まで民改費基本分を停止するものとする。</p> <p>※特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民改費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。</p> <p>※円未満切捨て</p>			

## 別表Ⅲ

## 軽費老人ホームに係る入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額

対象収入による階層区分		本人からの徴収額（月額）（円）	
		A型	軽費老人ホーム
1	1,500,000円以下	10,000	10,000
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000	13,000
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000	16,000
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000	19,000
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000	22,000
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000	25,000
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000	30,000
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000	35,000
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000	40,000
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000	45,000
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000	50,000
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000	57,000
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,000	64,000
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,000	71,000
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,000	78,000
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,000	85,000
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	93,000	92,000
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	101,000	全 額
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	109,000	全 額
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	117,000	全 額
21	3,400,001円以上	全 額	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 上表により求めた本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）が、当該施設におけるサービスの提供に要する費用（月額）（サービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えたサービスの提供に要する費用総額とする。以下同じ。）を超える場合は、当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とする。

(注3) 夫婦で入所する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とする。この場合100円未満の端数は切り捨てとする。

(注4) 平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、次のサービスの提供に要する費用徴収額とする。

階層区分		本人からの徴収額（月額）（円）	
A	所得税 非課税者	市町村民税の非課税者	10,000
B		均等割のみの納税者	15,000
C <sub>1</sub>		所得割課税者	20,000
C <sub>2</sub>	所得税 課税者	所得税 7,300円以下	25,000
C <sub>3</sub>		7,301円 ～ 14,900円	30,000
C <sub>4</sub>		14,901円 ～ 22,200円	35,000
C <sub>5</sub>		22,201円 ～ 29,700円	40,000
C <sub>6</sub>		29,701円 ～ 37,200円	45,000
C <sub>7</sub>		37,201円 ～ 44,600円	50,000
C <sub>8</sub>		44,601円 ～ 52,200円	55,000
C <sub>9</sub>		52,201円 ～ 59,800円	60,000
C <sub>10</sub>		59,801円以上	全 額

(備考) (注1)、(注2)及び(注3)は、(注4)について準用する。